

板橋区こころといのちの連絡協議会設置要綱

令和 6 年 8 月 8 日 区長決定

(設 置)

第 1 条 板橋区における自殺対策及び精神保健福祉活動について、関係機関が連携・協力して総合的かつ効果的な推進を図るため、板橋区こころといのちの連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる分野に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項について協議する。

(1) 自殺対策 次に掲げる事項

- ア 板橋区自殺対策計画の策定に関すること。
- イ 自殺の発生状況・背景についての情報共有に関すること。
- ウ 板橋区自殺対策計画の推進及び関係施策の連携に関すること。
- エ 板橋区自殺対策計画の評価に関すること。
- オ その他板橋区自殺対策計画の総合的な推進に関すること。

(2) 精神保健福祉 次に掲げる事項

- ア 関係機関、団体等との協力体制の整備、調整に関すること。
- イ 精神保健福祉に係る知識の普及啓発に関すること。
- ウ その他精神保健福祉施策の推進に必要な事項に関すること。

(構 成)

第 3 条 協議会は、委員 35 名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療・福祉関係者
 - (3) 法律・労働機関関係者
 - (4) 民間団体
 - (5) 当事者団体
 - (6) 関係行政機関・区職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開 催)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条 協議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(専門部会の設置)

第 7 条 協議会のもとに、専門的な事項を検討するための部会を置くことができる。

(謝 礼)

第 8 条 委員については、謝礼を支払うことができる。

(庶 務)

第 9 条 協議会の庶務は、健康生きがい部健康推進課において処理する。

(委 任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 板橋区地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱（平成 2 2 年 8 月 1 日区長決定）及び板橋区自殺対策地域協議会設置要綱（平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日区長決定）は、廃止する。